

独立行政法人統計センターに関する省令の一部改正について

1 改正の趣旨

独立行政法人統計センターに関する省令（平成 15 年総務省令第 2 号。以下「本省令」という。）は、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号。以下「通則法」という。）等に基づき、独立行政法人統計センターの業務運営等に係る事項について規定している省令であり、本改正は、通則法が本省令に委任している事項のうち、所要の規定の新設及び改正を行うものである。

2 改正内容

（1）監事の調査の対象となる書類に関する規定の新設（第 2 条の 2 関係）

通則法第 19 条第 6 項は、法人が主務大臣に提出する書類についての監事の調査義務を規定しており、その対象として、第 2 号において、「その他主務省令で定める書類」と定められていることから、本省令に監事の調査の対象となる書類に関する規定を新設する。

（2）法人の自己評価書（業務実績等報告書及び業務運営の効率化に関する事項の実施状況等報告書）に関する規定の改正（第 7 条及び第 8 条関係）

通則法では、独立行政法人の業務について主務大臣は実績評価を行うこととされており、主務大臣の評価には法人の自己評価書を活用することとされている。また評価は、総務大臣が策定する指針（「独立行政法人の評価に関する指針」（平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定。以下「当該指針」という。)) に基づく必要があるとされている。

当該指針では、従来、法人の自己評価結果は、可能な限り最小の単位（事業計画に定めた項目ごと）で評価を行うこととされていたが、平成 31 年 3 月の当該指針改正により「事務事業の特性に応じて適切な単位で評価を行う」とされたことから、本省令を当該指針と整合させるよう改正を行う。

3 公布日

令和 4 年 12 月 12 日（月）

4 施行日

令和 4 年 12 月 12 日（月）（公布日と同日）